

西除川(1)における環境基準点の見直しについて

- ・西除川(1)は大和川水系の河川水域であり、類型範囲は「狭山池流出端より上流」である。
- ・「狭山池流出端」の下流に位置し、狭山池から取水している副池の水については、上水道水源としての利用が平成 24 年 3 月に終了した。
- ・副池の水は、引き続き農業用水として利用されている。
- ・「狭山池流出端」では近年、常時監視調査時に越流堤から越流していないことが多く、越流がない時には、流出直前の水を採取している。
- ・以上のとおり、「狭山池流出端」を環境基準点として設定することについて、その意義が小さくなっており、河川水の安定的な採取の観点からもふさわしくないことから、河川の状況を適切に把握するための地点として、現在の準基準点である「狭山池合流直前」を新たに環境基準点と設定する。
- ・また、狭山池の下流では農業用水としての利用があり、引き続き、狭山池から流出する水質の状況を把握する必要があることから、「狭山池流出端」を準基準点として設定する。なお、越流堤からの越流がない場合は、これまでと同様に、流出直前で採取する。

※大阪府富田林土木事務所が、狭山池のアオコ等の水質改善を目的とし、平成 26 年度から冬季の池干し実証実験を行っている。

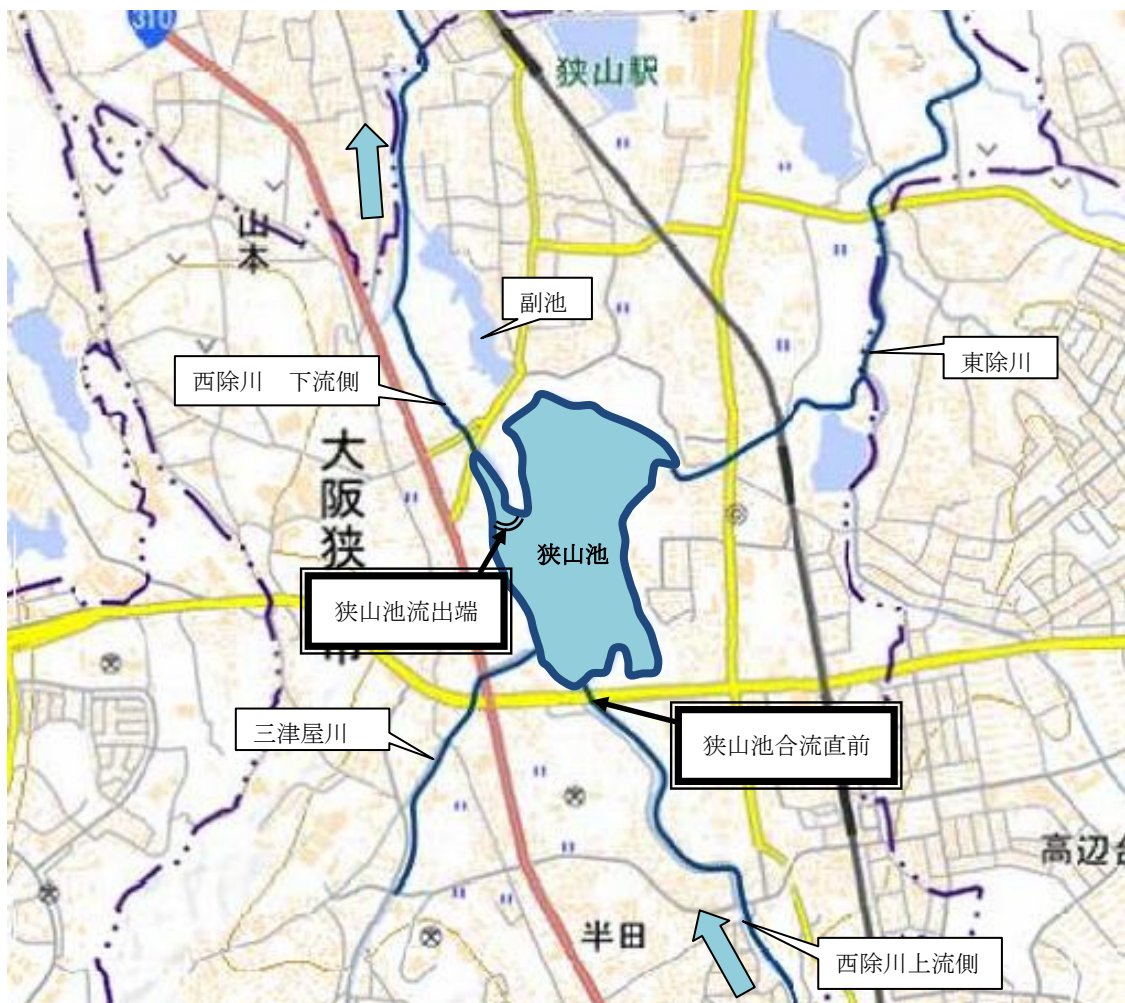
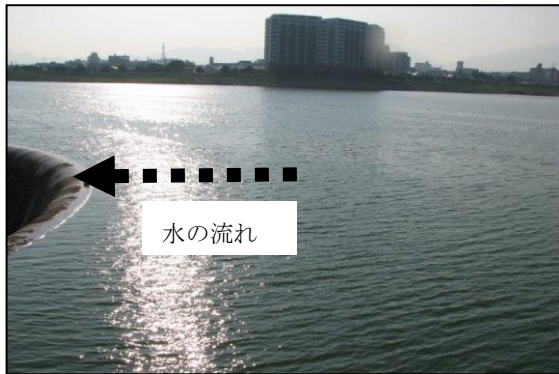


図 1 環境基準点（狭山池流出端）、準基準点（狭山池合流直前）及び西除川(1)の位置



(越流している時)



(越流していない時)

図2 狭山池流出端の状況



図3 狭山池合流直前の状況